

## 定期的なチェックで早期対応を

# 「漏水かな」と思ったら

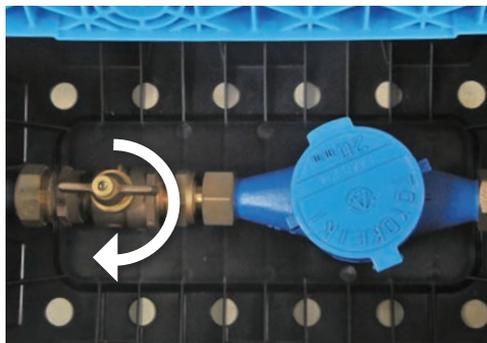
「水道の使用水量が増えている。漏水かもしれない」といった相談が増えています。

漏水は、最初はわずかな量でも次第に多くなっていきます。

水道メーターや検針水量を確認するなど、定期的なチェックをして早期に発見しましょう。

### 兆候をチェックしよう

- 特に理由がないのに、使用水量が増えている。
- 蛇口をよく閉めたにもかかわらず、水が垂れている。



右へ止まるまで回す

### 漏水していたら

#### 【宅内側の漏水】

蛇口や水栓トイレ、宅内の配管など、道路側から見て最初の止水栓(第1止水栓)から宅内側で漏水している場合は、旭市指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。費用は利用者の負担となります。

- 水を使っていないのに、蛇口などに耳を当てると音がする。
- 水道管を埋めてある付近が湿っている。
- 水を使っていないのに、宅内から側溝などに排水している。
- 水洗トイレの水を流していないのに、水が流れている。

### 漏水の確認方法



1 家の蛇口を全て閉め、トイレや給湯設備などで水を使用していないことを確認します。



2 メーターボックスを開け、メーターのふたを開けます。



3 パイロットが少しでも回ってれば、どこかで漏水しています。指定給水装置工事業者に修理を依頼しましょう。

す。

#### 【道路側(水道管)の漏水】

道路から第1止水栓の間で漏水している場合は、上下水道課に連絡してください。

#### 料金はどうなるの？

配水管から分岐した先の給水装置は、皆さんの財産であり、自分で管理する必要があります。もし漏水で通常より請求が高額になっても、水道メーターで計量した水量に対する料金は、支払う必要があります。

ただし、次の条件を満たす場合は、申請をすることで一部減額となる場合があります。

- ①地下や壁内、床下の漏水で、地表や外観からは確認できず、流水音もないなど、発見することが困難な場合。

②漏水発見後、速やかに旭市指定給水装置工事業者に連絡し、修理をした場合。

※条件を満たしても、次の場合は対象になりません。

- 漏水を発見した日から2か月以内に申請をしていない。
- 井戸水の配管を水道に切り替えて使用している。
- 無届けで給水装置を改造した。
- 給湯設備を通った先で漏水している。
- 受水槽、高架水槽から漏水している。
- 給水装置を損傷させた。

#### 問い合わせ先

旭市上下水道お客様センター

☎ 63・8881

上下水道課工務班

☎ 62・5364